

山口県報

平成23年
12月6日
(火曜日)

目次

告示
産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）……………一
公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）……………一
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………二
小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに山陽都市計
画道路の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）……………二
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………三
選管告示
選挙人名簿選挙時被登録資格の決定の基準となる日等……………三

山口県告示第四百六十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があつた。

当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成二十三年十二月六日から平成二十四年一月六日までの間、山口県宇部環境保健所及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十二月六日

山口県知事 二井 関成

一 申請者

名 称 有限会社クニモト建設

住 所 山口市小郡下郷一〇七三番地の六

代表者の氏名 国本 敏信

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宇部市大字西岐波字椎ノ木五九〇番一の一部及び五九一番の一部

三 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）、陶磁器くず及びがれき類

五 申請年月日

平成二十三年七月七日



（三七一）特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年一月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあつた年月日

平成二十三年十一月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 長州教育技術研究会

代表者の氏名 大貝 浩蔵

主たる事務所の所在地 下関市綾羅木本町六丁目一六番一六号

三 定款に記載された目的
 子どもにとつて価値ある教師になりたいという目標をもつ人々に対して、教育技術を向上させるための研修会等、それに付随する事業を行い、世界に発信できる日本の教育文化の創造に寄与すること。

(三七二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年七月二十二日山口県公告(二二六)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十三年十二月六日から平成二十四年一月六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市阿知須総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 阿知須ショッピングセンター(サンパークあじす)

所在地 山口市阿知須四八二五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三七三) 小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに山陽都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案並びに山陽都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年十二月六日

山口県知事 二井 関 成

一 開催の日時

平成二十三年十二月二十一日(水曜日)午後七時三十分

二 開催の場所

山陽小野田市日の出二丁目一番一号

三 山陽小野田市役所大会議室

公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の次のとおりとする。

(二) 変更する山陽都市計画道路三・三・一逢坂大道畑線
 次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年十二月十四日(水曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十三年十二月十四日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (一)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

宇部市琴芝町二丁目一番五〇号

宇部土木建築事務所

山陽小野田市日の出二丁目一番一号

山陽小野田市産業建設部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(三七四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年十二月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市大字西高泊字ワカリ
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市大字東高泊六番地の一
有限会社エステートいしへ



山口県選挙管理委員会告示第八十四号

山口県議会長門市選挙区選出議員補欠選挙の執行に当たり、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十三年十二月六日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

- 一 被登録資格の決定の基準となる日
平成二十三年十二月十五日。ただし、年齢については、選挙の期日とする。
- 二 登録を行う日
平成二十三年十二月十五日
- 三 縦覧に供する期間
平成二十三年十二月十六日

平成二十三年十二月六日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁